

## 共催・協賛・後援に関する内規

平成 27 年 10 月 7 日制定  
令和 3 年 12 月 1 日一部改定  
令和 5 年 3 月 1 日一部改定

### （総則）

第 1 条 この規定は、公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下「愛臨技」）が、愛臨技以外の団体と共催する事業、および愛臨技以外の団体との間で締結される協賛・後援の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。

### （応諾の原則）

第 2 条 「共催」、「協賛」、「後援」の応諾は、事業の目的および内容が愛臨技定款に定める目的ならびに事業に合致しているものとし、次に挙げる(1)項条件のいずれかに該当し、かつ(2)項条件のいずれにも該当しないことを基準として、(3)項基準を参考に判断する。

#### (1) 承諾するための条件

- ア. 愛知県民の保健・医療・福祉の発展に寄与し、愛臨技会員の人格、倫理、学術技能の研鑽および臨床検査技術の普及向上に貢献すると認められる場合
- イ. 公益目的の事業であり、不特定かつ多数の者の利益の実現に寄与することが認められる場合
- ウ. 対象団体が、公的学術団体および官公庁、またはこれに準ずる団体の場合
- エ. 愛臨技会員にとって有益であると認められる場合
- オ. 愛臨技の目的と事業内容に合致し、必要と認められる場合

#### (2) 承諾できない条件

- ア. 営利を目的とし、特定企業の宣伝など少数者の利益が認められる場合
- イ. 対象団体の運営方法が、公正でないと認められる場合
- ウ. 政治団体、宗教団体の活動、または特定の政治、宗教のための活動と認められる場合
- エ. 対象者が極めて限定されていると認められる場合
- オ. 愛臨技の目的と事業内容に反したものであると認められた場合
- カ. その他、理事会で適当でないと判断された場合

#### (3) その他の承諾条件

- ア. 事業計画が明確で、主催者の事業遂行能力が十分にあると判断されること
- イ. 事業の開催場所について、公衆衛生等に十分な設備および措置が講じられていること

### （対象事業と応諾条件）

第3条 「共催」、「協賛」、「後援」を応諾する場合は、その主催期間、目的、内容等が原則として次の各項に該当するものとする。

(1) 共催事業

ア. 定義

愛臨技を含む複数の団体が開催の主催となり、企画の段階から共同で催しを行う場合

愛臨技が事業の一部について責任を持ち、資金および人的の双方またはいずれかについて負担を負う場合

愛臨技および他の団体が共同で一つの公益および研修事業を行う場合

イ. 該当事業

- ① 日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
- ② 愛臨技関連団体が主催する事業
- ③ 法人格を有する学会、協会および官公庁、特殊法人等の事業

(2) 協賛事業

ア. 定義

第三者が開催の主体となる催しについて、愛臨技がその趣旨に賛同し、応援、援助、質の正当性保障を与える場合。主催団体が企画から実施まで全ての責任を有するもので、愛臨技および愛臨技会員にあらゆる義務が生じない外的支援のみを指す。必要に応じて金銭的または人的援助を行う。

イ. 該当事業

- ① 日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
- ② 愛臨技関連団体が主催する事業
- ③ 法人格を有する学会、協会および官公庁、特殊法人等の事業
- ④ 医師およびその他医療団体が活動の主体となり、その活動が愛臨技会員に有益と判断される事業

(3) 後援事業

ア. 定義

第三者が開催の主体となる催しについて、愛臨技がその趣旨に賛同し、応援、援助、質の正当性保障を与える場合。愛臨技および愛臨技会員にあらゆる義務が生じない外的支援のみであること。原則として名義使用の許可のみとする。

イ. 該当事業

- ① 日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
- ② 愛臨技関連団体が主催する事業
- ③ 法人格を有する学会、協会および官公庁、特殊法人等の事業
- ④ 医師およびその他医療団体が活動の主体となり、その活動が愛臨技会員に有益と判断される事業

（承諾申請）

第4条 共催、協賛、後援を受けようとする団体は、共催・協賛・後援申請書（様式16-1）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて愛臨技に提出し承認申請を行わなければならない。

第5条 理事会は、申請された内容を検討し、適否を回答しなければならない。

（広報）

第6条 共催事業を開催するにあたっては、事前ならばニュースで広報しなければならない。また、協賛事業、後援事業については主催者の希望によりならばニュースに広報することができる。

（広報にかかる費用）

第7条 共催事業のらぼニュースへの掲載費用は無料とする。また、協賛事業、後援事業のらぼニュースへの掲載費用は以下のとおりとする。

掲載料金

- |   |                            |          |
|---|----------------------------|----------|
| ア | 1／4頁（22文字10行×2列＝20行まで）モノクロ | ：10,000円 |
| イ | 1／2頁（22文字20行×2列＝40行まで）モノクロ | ：20,000円 |
| ウ | 1頁　モノクロ                    | ：40,000円 |

地図等を挿入する場合は1頁に限定する。

（事業報告）

第8条 事業終了後、共催、協賛、後援を申請した団体には「事業報告書」の提出を求め、理事会で報告する。

第9条 他団体主催の事業等に協賛・後援し、或いは他団体と共催し、その経費を負担した場合には、事業終了後に会計報告を行わなければならない。

（依頼の原則）

第10条 学会あるいはセミナー等で、愛臨技が企業等の他団体に対し、「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、理事会の承認を得てそれを実行することができる。

第11条 愛臨技が企業等の他団体に対し「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、プロモーションコードに沿って以下の事項に留意すること。

ア．公平性への配慮

特定の企業に取引上の利益あるいは不利益が生じないように配慮すること

イ．依頼先への提出資料

- ① 愛臨技定款（過去に依頼の実績がない場合）
- ② 趣意書
- ③ 収支予算書
- ④ （事業終了後に）決算報告書

ウ．費用負担を求めてはならないもの

- ① 本来参加者個人が自ら負担すべき費用

交通費、宿泊費、懇親会費、ランチョンセミナーを除く食事代、その他個人費用の肩代わりと判断されるもの

ただし、学会等における役員などによる公式な会合に要する費用（茶菓などのような華美、過大ではない飲食代）や講師等を招聘する場合の交通費、宿泊費などはこの限りではない。

② 景品類の提供

公正取引委員会告示「医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に違反する華美な景品類の提供を求めてはならない。

規約に違反しない景品類とは、i) 正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えない少額の贈答、接待、ii) 自社の主催する会合に際して提供する社会通念上華美、過大にわたらない贈答、接待、iii) 慣例として行われる記念行事に際して提供する社会通念上華美、過大にわたらない贈答、接待を指す。

（依頼申請）

第12条 愛臨技が他団体に対して「共催・協賛・後援」を希望する場合には、該当部から申請依頼書(様式16-2)および必要書類を提出のうえ、理事会にて審議した後、行う。

第13条 この内規に定めるもののほか、この内規の運用に関し必要な事項は理事会で協議のうえ決定する。

付則

本内規は平成28年1月1日から施行する。

2. 本内規の一部を改定し、令和3年12月2日より施行する。

3. 本内規の一部（広報にかかる費用）を改定し、令和5年3月1日より施行する。